

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 件 名 | 上飯田攪拌機電源設備工事 |
| 2 施 行 場 所 | 岐阜県加茂郡八百津町上飯田2610-1 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から 令和8年9月30日 |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

記

- | | |
|--|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加条件 | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)

なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記事が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令 和 8 年 8 月 27 日 17:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5) 質 問 書
提出期限 | 令 和 8 年 8 月 19 日 17:00 まで

※質問の回答については、令和8年8月21日までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年8月28日 17:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

【オープンカウンター方式】

上飯田攪拌機電源設備工事
仕様書

令和8年8月

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行する上飯田攪拌機電源設備工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第 2 節 工事場所

岐阜県加茂郡八百津町上飯田 2610－1

第 3 節 工事内容

本工事は、水質改善用攪拌機を稼働するための電源設備等を設置するものである。

(1) 引込柱建柱	1 式
(2) 分電盤、測定器収納盤 設置（D 種接地含む）	1 式
(3) 分電盤内ブレーカ設置	1 式
(4) 表示灯設置	1 式
(5) 配管・配線及び後片付け	1 式
(6) 報告書提出（工事写真含む）	1 式

第 4 節 工期等

契約締結の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日

第 5 節 監督職員

監督職員とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、監督を行う者を監督職員という。

第 6 節 官公庁等への手続等

電力設備の電力会社への手続きは受注者において行うものとし、事前に監督職員に手続きの書類の確認を受けなければならない。

第7節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1.及び2.の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第8節 疑義

受注者は、本仕様書に明記されていない事項に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議（発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること）するものとする。

第2章 器具及び材料

第1節 器材等仕様

1. 本工事で使用する器材及び仕様は、次表のとおりとする。

なお、指定された器材については、仕様等が確認できる資料等（以下、「器材に関する資料」という。）を作成するものとする。

器材名	規格	器材に関する資料
引込柱	NA ポール SH-6	○
分電盤・測定器収納盤	K20-127 脚用単管パイプ含む	○
連結式接地棒（D 種）	φ 10.0 L900mm	○
ノーヒューズ遮断器	3P 600V 30AT/50AF	○
ELB 漏電遮断器	2P 100/200V 30AF/AT 200mA	○
表示灯（電源 ON 確認用）	φ 100 緑色	○

○：作成対象

第3章 工事共通

第1節 立会による確認

受注者は、次表の施工について、監督員の立会による確認を受けなければならない。
この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に監督職員へ書面により提出しなければならない。

ただし、監督職員に通知後、監督職員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種 別	細 別	内 容	備 考
設置位置	引込柱	NA ポール SH-6	
〃	分電盤 測定器収納盤	K20-127 脚用単管パイプ含む	
〃	表示灯	φ100 緑色	フェンス上部に取付
後片付け			

第2節 提出書類等

器材の手配などに先立ち、設計図書に基づいた次の資料等を監督職員に提出するものとする。

- (1) 施工計画書
- (2) 器材に関する資料

第4章 設備工

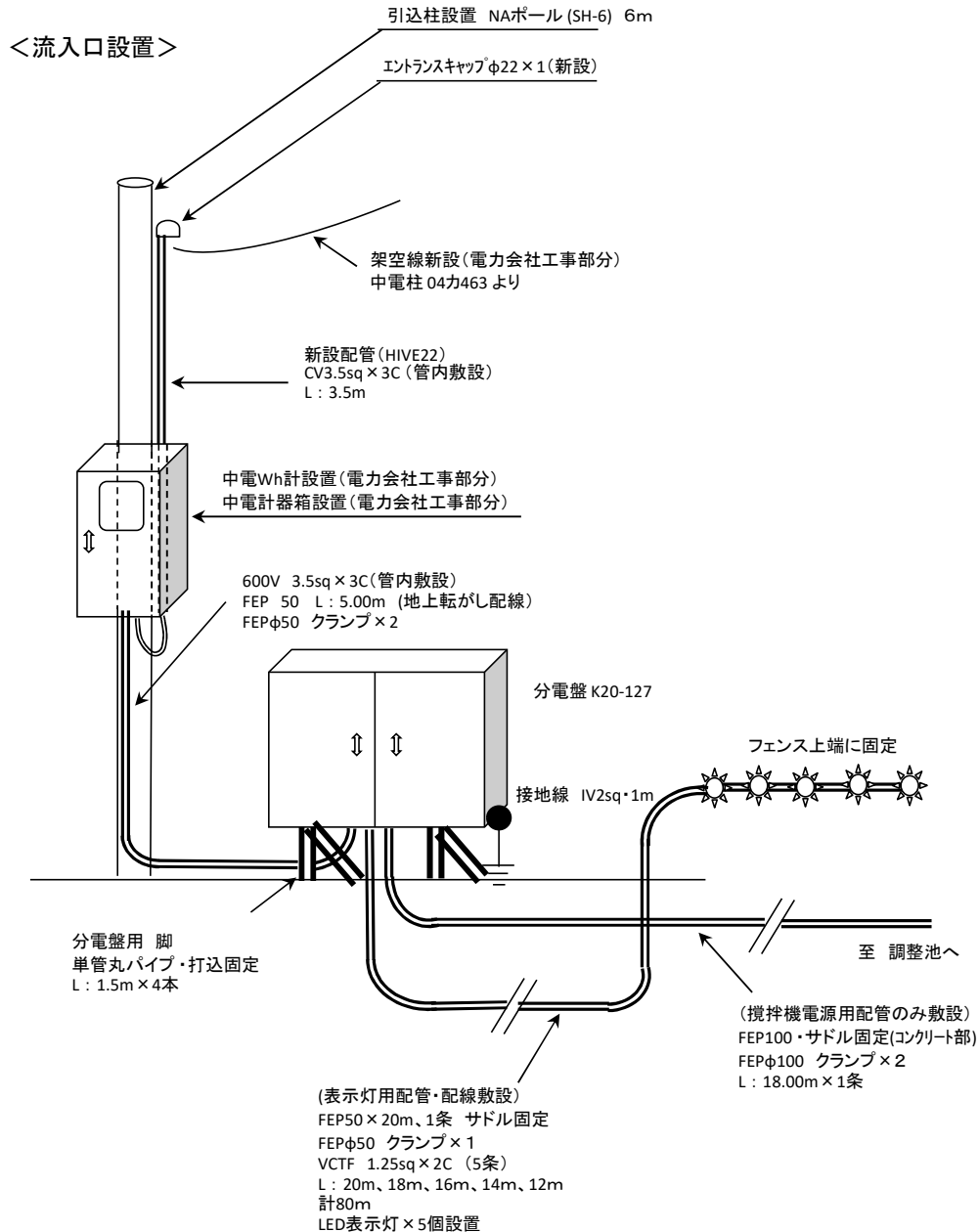
第1節 据 付

1. 据付位置は、参考図を基本とするものとする。
2. 分電盤内の結線は参考図を基本とするものとする。
3. 分電盤内の各攪拌機用ブレーカ ON 時に、表示灯が点灯するように施工するものとする。
4. 分電盤、測定器収容盤には、D種接地を施工するものとする。
5. 分電盤-表示灯間の配線は、FEP φ 50 配管内に 5 本通線するものとする。

工事数量総括表

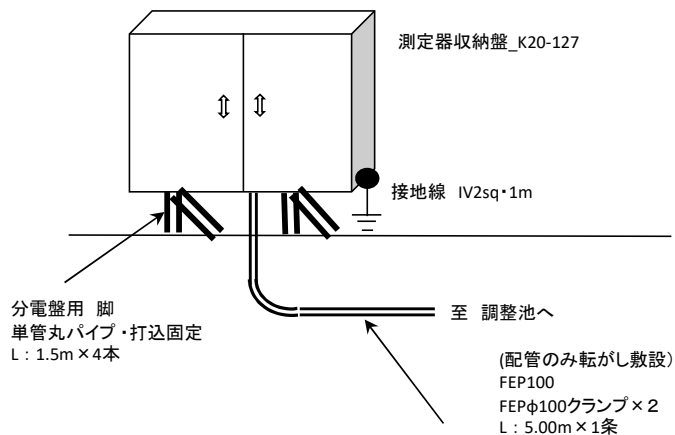
品 名	型式・規格・施工等	単位	数量	備 考
電源設備工事		式	1	
引込柱据付	NA ポール SH-6	本	1	流入口内
分電盤設置	K20-127 分電盤内配線、単管パイプ脚含	面	1	流入口内
測定器収納盤設置	K20-127 単管パイプ脚含む	面	1	上飯田右岸
連結式接地棒（D種）設置	φ10.0 L900mm(分電盤・測定器収納盤) 接地極-盤間（設置線 IV2sq・1m 含む）	極	2	盤内配線含
配管配線工		式	1	
管内配線工	エントランスキャップ φ22	個	1	引込柱
ビニル電線管敷設	HIVE22(引込部)	m	3.5	引込1次
管内配線	600V CV 3.5sq×3C(引込部)	m	3.5	引込1次
FEP敷設	φ50 (wh箱-分電盤間：地上転がし配管)	m	5	引込2次
管内配線	600V CV 3.5sq×3C(Wh計-分電盤間)	m	5	引込2次
FEP敷設	FEP クランプ φ50 (Wh計・分電盤出線部分)	個	2	引込2次
FEP敷設	φ100 (5m×1本・配管のみ)	m	5	測定器用
FEP敷設	φ100 (18m×1本・配管のみ)	m	18	攪拌機用
FEP敷設	FEP クランプ φ100 (2本分)	個	4	測定器・攪拌機用
FEP敷設	φ50 (1条・地上配管・管内配線)	m	20	表示灯用
FEP敷設	FEP クランプ φ50 (分電盤内出線部分)	個	1	表示灯用
管内配線	ビニルキャブタイヤ丸型コード VCTF 1.25sq×2C×5本	m	80	表示灯用
表示灯据付	φ100 緑色（電源ON確認用）	個	5	
盤内配線工		式	1	
ノーヒューズ遮断器	3P 600V 50/30AF/AT	個	1	電源主幹
ELB 漏電遮断器	2P 100/200V 30AT 200mA	個	6	攪拌機用
露出コンセント	2P 15A 125V 2個口	個	6	同上
差込プラグ	2P 15A 125V	個	5	同上

上飯田攪拌機電源設備工事 参考図1



＜堤体上流右岸設置＞

設置位置は、「測定器収納盤設置図」参照



参考図2 上飯田調整池状況

上飯田調整池流入口状況



分電盤・引込柱 設置位置



 分電盤 設置位置

 引込柱 設置位置

上飯田流入口 配管設置ルートイメージ図

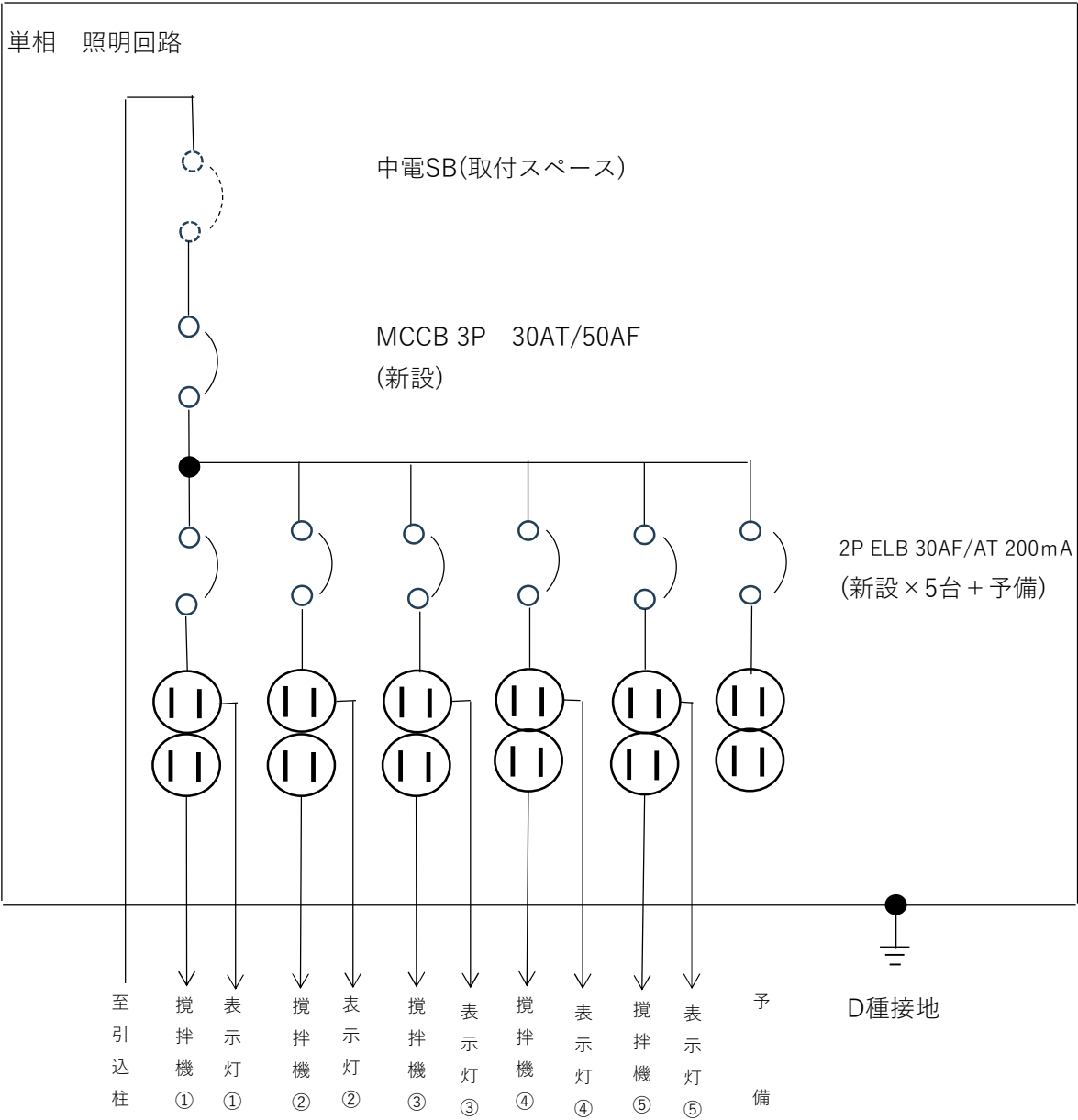


上飯田調整池右岸 測定器収納盤設置位置(ガードレールより池側)

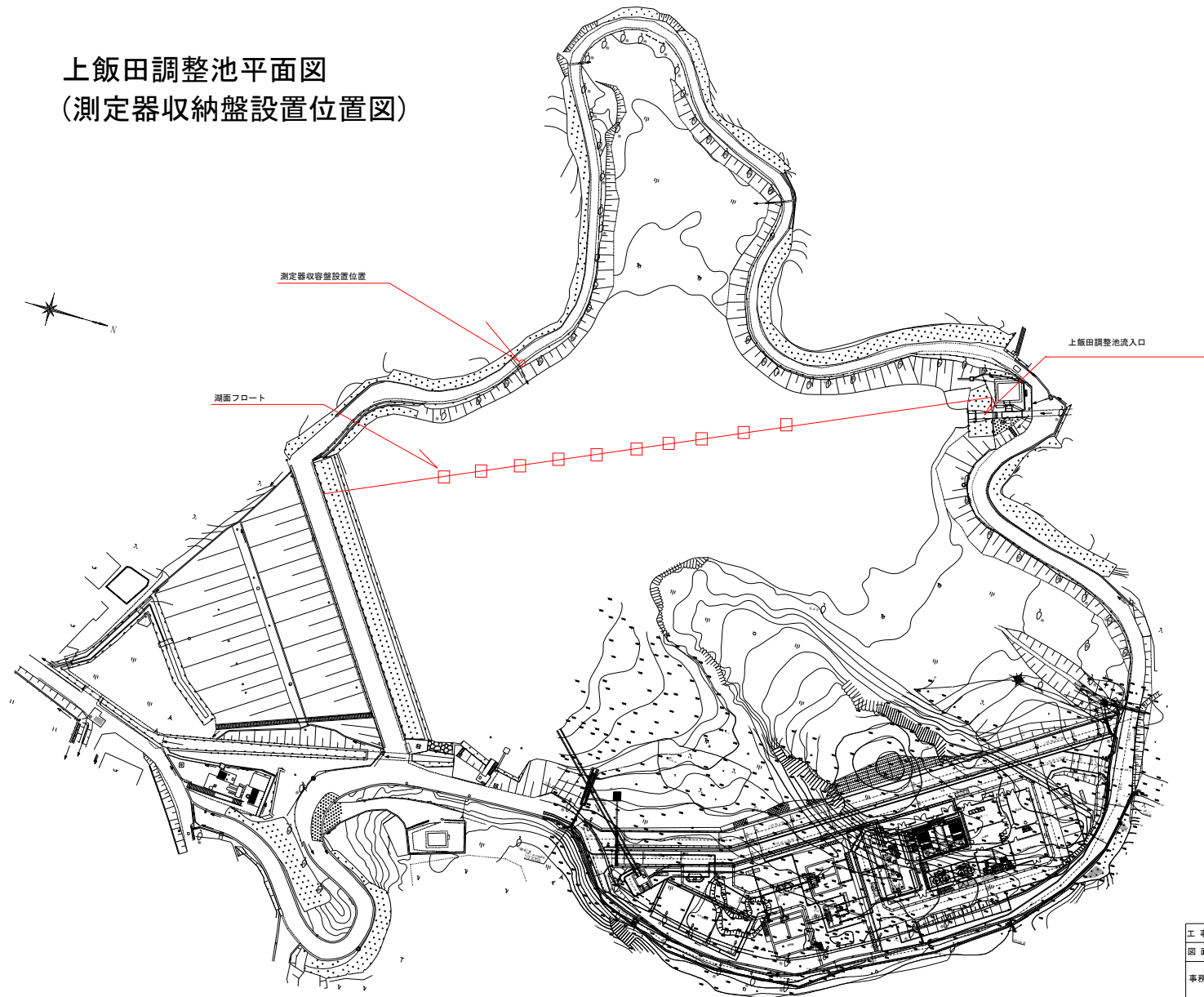


 測定器収納盤 設置位置

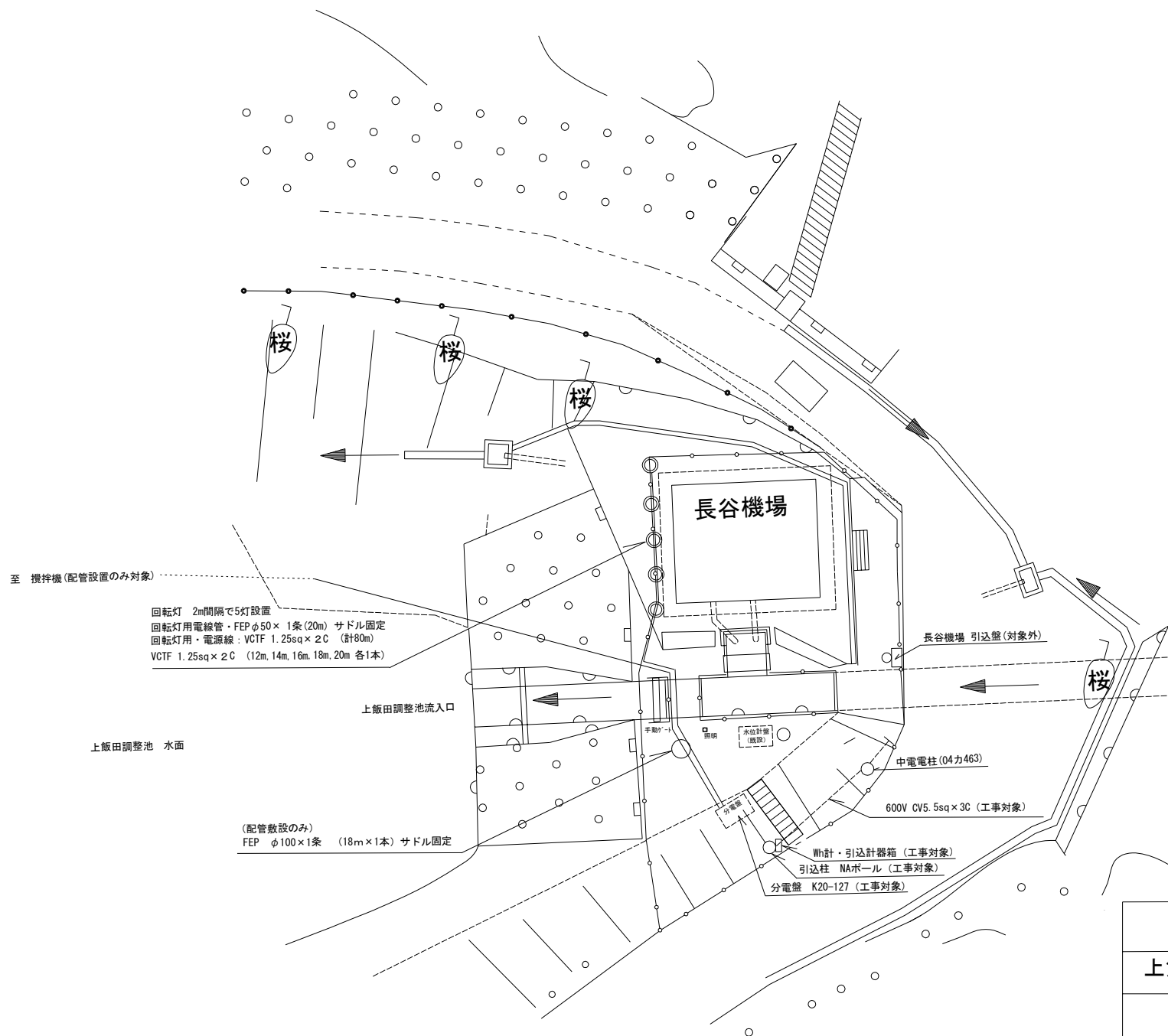
分電盤(新設)



上飯田調整池平面図
(測定器収納盤設置位置図)



工事名	上飯田攪拌機電源設備工事
図面名	測定器収納盤設置位置図(参考図 4)
事務所名	(独) 水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所



く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 山内 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年8月10日に交付された(件名:上飯田攪拌機電源設備工事)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。